

【経過措置における対象診療期間について】

助成内容	対象者	令和6年度												令和7年度												令和8年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
一般不妊治療	令和6年度から継続申請※	→												経過措置 →												経過措置 →											
一般不妊治療	令和7年3月診療開始													経過措置 →												経過措置 →											
特定不妊治療	令和7年3月診療開始																																				

※ 図は、診療開始月が令和6年7月の場合の対象診療期間になります。

R7.3.31助成終了